

# 多可町SDGs普及展開業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、2015 (平成27) 年9月の国連サミットにおいて国連加盟国193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記述された、「誰一人取り残さない」を理念とする2030年までに達成すべき世界共通目標です。

本町では、地域資源を活用し、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、地域の活性化、住民幸福度の向上に取り組みながら、持続可能で、多様性のある社会を目指しています。

第一段階として、官民連携で、町民、企業、団体へのSDGsの周知・啓発、SDGsを担う人材育成、また、SDGsに取り組むステークホルダーをつなぐ仕組みをつくり、連携してSDGsを浸透させたいと考えています。

本要領は、これらのSDGs普及展開業務を効率的かつ効果的に実施するための公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

多可町SDGs普及展開業務

### (2) 業務内容

別紙「SDGs普及展開業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

### (4) 委託金額の上限

1,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる方は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- (1) 令和3・4年度多可町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 多可町指名停止基準(平成17年11月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。

(7) 過去5年以内（平成28年4月1日～令和3年3月31日）において、官公庁発注の業務委託の完了実績を有すること。

(8) 本業務の趣旨及び本町の現状を十分理解した上で、発注者と目的を共有し、本業務を的確に遂行できること。

#### 4 日程

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 募集開始・質問書受付開始     | 令和3年8月12日（木）          |
| (2) 質問書提出期限          | 令和3年8月20日（金）午後5時      |
| (3) 参加表明書の提出期限       | 令和3年8月27日（金）午後5時      |
| (4) 企画提案書の提出期限       | 令和3年9月10日（金）午後5時      |
| (5) 選定審査日（プレゼンテーション） | 令和3年9月21日（火）10:00（予定） |
| (6) 選定結果の通知・公表       | 令和3年9月下旬              |
| (7) 契約の締結            | 令和3年9月下旬              |

#### 5 質問の受付及び回答

プロポーザルへの質問がある方は、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 提出書類

多可町SDGs普及展開業務委託プロポーザルに関する質問書（様式4）

(2) 質問受付期間

令和3年8月12日（木）から令和3年8月20日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールのみ E-mail:kikaku@town.taka.lg.jp

(4) 回答方法

回答は、質問者に対して電子メールにより行います。また、質問者名を伏せた上で、多可町ホームページにおいて公開します。

#### 6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する方は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 参加者概要書（様式2）

ウ 業務の実績調書（様式3）

(2) 提出期限

令和3年8月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）

## 7 企画提案書の提出

仕様書に基づき、次のとおり企画提案書を提出してください。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）原則A4判（A3判折込可）正本1部、副本8部  
「多可町SDGs普及展開業務委託仕様書（別紙1）」を参照の上、以下が簡潔に分かるものとしてください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙1を踏まえた企画の内容
- ・業務の実施スケジュール
- ・業務実施体制調書（様式5）

イ 見積書

### (2) 提出期限

令和3年9月10日（金）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）

## 8 プレゼンテーション

(1) 実施日 令和3年9月21日（火）（時間は別途通知します。）

(2) 場所 多可町役場 会議室401

(3) 説明時間 30分以内（説明20分以内、質疑応答10分程度）

### (4) 留意点

ア プレゼンテーションで使用する資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

イ 出席者は3人までとし、本業務に直接携わる予定の担当責任者を含むものとします。

ウ プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブルは町が準備します。パソコン、その他必要な機器は参加者が持参してください。

## 9 審査・選定方法

(1) 企画提案書等の審査は、「多可町SDGs普及展開業務審査基準（別紙2）」に基づき、選定委員会が書面審査及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査結果は、9月下旬に全てのプロポーザル参加者に対し書面により通知します。

## 10 契約の締結

審査結果が業務の内容に最も適すると認められる企画提案者を選定し、その方とSDGs普及展開業務の契約手続きに入ることとします。なお、契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。

## 11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、それぞれ提案者の負担とします。
- (2) 企画提案者や会社概要等、提出した書類に虚偽があった場合は失格とします。
- (3) 提出された提出書等は差し替え、変更、削除等を行うことはできません。また、返却しません。
- (4) 審査経過については、公開しません。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式6）を提出してください。

## 12 書類の提出先及びお問合せ先

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

多可町役場 企画秘書課 担当小西

TEL : 0795-32-2381 FAX : 0795-32-2349

E-mail : kikaku@town.taka.lg.jp